(五)　エチルアルコール（エタノール）に係る暫定税率を無税にすることに伴う規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第三条の三等関係）

(六)　関税定率法別表及び関税暫定措置法別表の品目分類の改正に伴う規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第二五条等関係）

(七)　関税等不服審査会及び関税・知的財産分科会の処理する事項について規定の整備を行うこととした。（財務省組織令第六五条及び関税等不服審査会令第五条関係）

2　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく牛肉特別セーフガード措置に係る輸入数量の算出等に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一九条の三等関係）

3　特恵関税制度について、次の改正を行うこととした。

(一)　特恵関税の便益を与えない物品として、アルゼンチン又は中国を原産地とする特定の物品を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

(二)　特恵受益国等からクックを除外することとした。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）

4　セーシェルの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からセーシェルを除外することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）

5　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二八年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

6　この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇土地改良法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一六九号）（農林水産省）

1　条件不利地域における畑地帯農用地利用集積促進土地改良事業について、申請要件を緩和するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第四項並びに第七八条第二項及び第五項関係）

2　都道府県営土地改良事業として農用地災害防止ため池整備計画に従ってため池の廃止又は変更等を行う事業を追加するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第八項、第五〇条の二の二第二項第五号並びに第七八条第一項第二号の七及び第二項関係）

3　国営土地改良事業等における負担金の償還利率を見直し、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とすることとした。（第五二条の二第一項第一号及び第三項第二号、第五三条第二項並びに第五三条の二第一項並びに独立行政法人水資源機構法施行令第三四条第六項関係）

4　農用地利用集積促進用排水施設整備計画に従って行う都道府県営土地改良事業の申請期間を延長することとした。（附則第三項関係）

5　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一七〇号）（農林水産省）

1　平成二八年度における特例退職共済年金等の額の算定に用いる再評価率等に関する特例を定めることとした。（第七条の二関係）

2　平成二八年四月から平成二九年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六九等とすることとした。（第八条の二関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一七一号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が一、一五三億円（改正前一、〇〇〇億円）を超える場合に、一、一五三億円を超えて四、三七九億円（改正前三、六二〇億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、四、三七九億円を超える部分については一〇万八、六二一分の一〇万八、二八九を政府が支払うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七二号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七三号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一七四号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額について改定を行うこととした。（第一七条及び第一八条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当の額の自動改定等を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　平成二八年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　平成二八年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七六号）（厚生労働省）

1　母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金の貸付金額の限度を三三万円に引き上げることとした。（第七条第六号、第三一条の五第六号及び第三六条第六号関係）

2　福祉資金貸付金（修学資金、修業資金及び就学支度資金の貸付金を除く。）について、保証人を立てない場合の据置期間経過後の利率を年一パーセントに引き下げることとした。（第八条第四項、第三一条の六第四項及び第三七条第四項関係）

3　母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給割合について、受給資格者が教育訓練の受講のために支払った費用の額に一〇〇分の六〇を乗じて得た額（その額が二〇万円を超えるときは二〇万円）に引き上げることとした。（第二七条第三項及び第四項関係）

4　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、支給対象となる資格を養成機関における修業期間が二年以上の資格から一年以上の資格に拡大するとともに、支給期間の上限を三六月に延長することとした。（第二八条第一項及び第四項関係）

5　福祉資金貸付金の利率の適用について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

6　施行日前に終了した教育訓練に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

7　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

---

**◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一七七号）（厚生労働省）

1　平成二八年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（第一条の二関係）

2　平成二八年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。